

ロゴマーク使用取扱規程

発表日：平成28年1月28日

（趣旨）

第1条 この規程は、四国の統一したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用できる者）

第2条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 四国の各労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他その使用が著しく不適當であるとき。

（違反等に対する取扱い）

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、四国の各労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。この場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

附則

この規程は、平成28年1月28日より施行する。

徳島労働局長、香川労働局長、愛媛労働局長、高知労働局長